職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項 第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令(概要) 【キャリアコンサルタント関係】

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、日常生活において「新しい生活様式」の実践が求められている中、オンラインの活用が急速に進展している。こうした状況を踏まえ、キャリアコンサルタントを養成するための講習等について、受講生の感染予防とともに、利便性向上等の観点から、一層のオンライン化を進めていく必要がある。このため、キャリアコンサルタント試験の受験資格として定められている講習(以下「養成講習」という。)及びその受講がキャリアコンサルタントの登録更新の要件として定められている講習(以下「更新講習」という。)のうち技能の維持を図るための講習(以下「技能講習」という。)の実施方法について改正を行う。

改正内容

<u>(1)養成講習の実施要件の見直し(職業能力開発促進法施行規則の改正)</u>

- ① 養成講習の実施方法について、全体の半分以上を通学の方法によって行うこととしているが、直接の対面による通学に加え、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法」による通信の方法(以下「オンライン講習」という。)を新たに追加し、全体の半分以上を通学又はオンライン講習によって行うこととする。
- ②「いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法によらないこと」としているが、この「通信の方法」にオンライン講習を含めないこととする。
- (2)更新講習の実施要件見直し(職業能力開発促進法施行規則第48条の17第1項第1号及び第2号に規定 する講習の指定に関する省令の改正)
 - 技能講習の実施方法について、全体の半分以上の時間を通学の方法によって行うこととしているが、直接の対面による通学に加え、オンライン講習を新たに追加し、全体の半分以上を通学又はオンライン講習によって行うこととする。

【施行期日】令和3年6月1日を予定